

1 基本方針策定の目的

二中の全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に伸び伸び取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが絶対に行われなくなるようにすることが大切である。

よって、いじめの未然防止、早期発見、いじめの対応のために本校職員は

- * いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- * いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- * 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子供に寄り添い、家庭・学校・地域や関係機関等と連携し解決する

の共通認識のもと、本校のいじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

3 学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめの未然防止、早期発見、再発防止等に取り組む目的として学校いじめ防止委員会を設置する。

構成員は校長、副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認めた者とする。

4 いじめ防止に向けた取り組み

（1）未然防止・早期発見の取り組み

（本校職員は）

- ① 生徒の学校生活にかかわる情報を意図的、計画的に収集し、それらを共有する。
- ② 安心して生活できる学校の雰囲気作りや規範意識の育成を目指し、指導の徹底を図る。
- ③ 保護者に対して法令に定めた保護者の責務について周知・徹底を図るとともに、啓発活動を行う。

（生徒指導にあたり）

- ① 毎日の授業を大切にし、わかる授業を行う。
- ② 人権尊重教育の推進
- ③ 道徳教育の充実
- ④ 生徒会活動など生徒の主体的な取り組みを支援する。
- ⑤ 学級・学年・部活動などでの望ましい集団作りの推進や社会性の育成
- ⑥ ふれあい月間（6・11・2月実施）において「ふれあいアンケート」実施など年間計画に基づいた指
- ⑦ 職員会議、学年会、生活指導部会、朝の打ち合わせなどで日常的に情報交換
- ⑧ いじめ防止に特化した校内研修会の実施

（2）いじめの「見える化」のために

- ① 定期的な個人面談の実施し、相談しやすい環境を整える。
- ② スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、情報収集に努める。
- ③ いじめアンケートの実施・分析し、その結果を活用・共有・発信していく。
- ④ いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校をつくる。
- ⑤ いじめ防止について家庭・地域との連携を推し進める。

（3）見逃してはいけないいじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- ・ 仲間外れ、集団から無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

(4) インターネットによるいじめへの対策

(ネット上のいじめについての特徴)

- ・匿名性と簡易性から発見と指導が困難であること。
- ・子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと。
- ・子ども同士の手では簡単に解決できないこと。
- ・短期間に深刻な状態に至ること。
- ・精神的なダメージがとてつもなく大きく、人間不信に陥り不登校が長期化したり、自殺などの重大な事案になるケースがあること。

(ネットいじめの未然防止・早期発見の取り組み)

- ①指導資料の活用と、職員による共通理解、組織的な指導体制の構築する。
- ②教育相談を充実させ子どもからのサインや情報を確実にキャッチする。
- ③発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に実施する。
- ④家庭への啓発活動に取り組む。
- ⑤警察等の関係諸機関との連携を進める。

(5) 生徒の手によるいじめ防止

生徒会活動を中心にいじめ防止活動を積極的に進める。

具体的には

- ①学級討議を行い、いじめ防止スローガンを話し合う。
- ②学級・生活委員会であいさつ運動を毎学期に行う。
- ③生徒会では「学校いじめ0宣言」を生徒総会で毎年採択し確認する。
- ④生徒会行事（バレーボール大会や対面式、三送会など）を通して、1年～3年までの生徒全員の交流を進め、互いの理解を深める。

5 いじめの対処

(1) 早期対応

(子どもたちへ)

- ・いじめを受けた子ども、加害者双方に対して迅速に対応する。
- ・いじめを受けた子どもの気持ちに寄り添い、被害の子どもの安全の確保と心のケアに努める。
- ・いじめを行った子どもに対する組織的・計画的な観察を行い、再発防止に向けた指導を行う。
- ・いじめを伝えた子どもの安全の確保と、いじめアンケートなど活用し傍観者にならない指導を心掛ける

(学校いじめ対策委員会)

- ・学校いじめ対策委員会を核とし、情報に基づいた対応方針を策定する。また役割分担を明確にする。
- ・必ず複数で指導にあたり、チームで解決を図る。

(保護者や地域)

- ・保護者会の開催。
- ・いじめを受けた子どもの保護者に対する相談や支援を行う。
- ・いじめを行った子どもの保護者に対する指導及び処置の検討を行う。

(関係諸機関との連携)

- ・教育委員会への報告を行う。
- ・警察や児童相談所などと連携・協力し指導に当たる。

(2) 重大事態への対処

(いじめを受けた子どもへ)

- ・被害にあった子どもに対する複数教員による保護。
- ・スクールカウンセラー・SSWによる心のケア。
- ・複数教員やスクールカウンセラー・SSWによる家庭訪問を通して家庭状況の把握と保護者を含めた支

(いじめを行った子どもへ)

- ・いじめを行った子どもとその保護者に対する心のケア。
- ・教員による別室での学習の実施。
- ・警察への相談・通報。

- ・懲戒や出席停止。

(関係諸機関との連携)

- ・教育委員会への報告と連携。
- ・児童相談所、福祉機関、医療機関との連携。

(保護者や地域)

- ・緊急保護者会の開催。
- ・PTAとの連携。

(いじめ防止対策推進法に基づく対応)

- ・法第28条に基づく調査
- ・法第30条に基づく再調査